

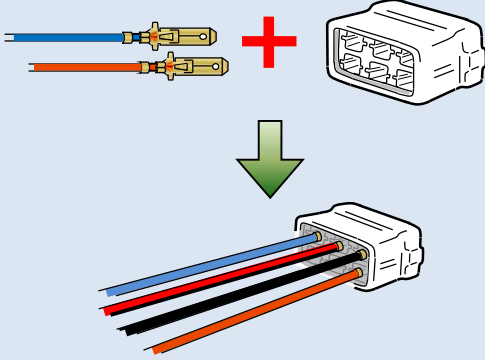
福島県電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製造業最低工賃

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃が下記のとおり改正され、**令和8年5月1日から**福島県全域に適用されます。12

対 象 業 務	内 容	金 額
コネクター差	電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに	1 端子につ 44 銭

（備考）コネクターとは接続子であり、コネクター差しは、カプラー差し又は

対象業務略図

コネクター差し		電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込む
---------	---	----------------------------

最低工賃についてのご照会、ご相談は下記へお問い合わせください。

福島労働局賃金室

福島市霞町1番46号 福島合同庁舎

TEL 024-536-4604

福島労働基準監督署 024(536)4611

郡山労働基準監督署 024(922)1370

いわき労働基準監督署 0246(23)2255

会津労働基準監督署 0242(26)6494

白河労働基準監督署 0248(24)1391

須賀川労働基準監督署 0248(75)3519

喜多方労働基準監督署 0241(22)4211

相馬労働基準監督署 0244(36)4175

富岡労働基準監督署 0240(28)0170